

原議保存期間	1年(令和3年3月31日まで)
有効期間	二種(令和3年3月31日まで)

庁内各局部課長  
各附属機関の長  
各地方機関の長  
各都道府県警察の長  
殿

警察庁丁給厚発第118号  
令和2年2月21日  
警察庁長官官房給与厚生課長

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための警察施設における消毒措置の実施について(通達)

「警察職員等における新型コロナウイルス感染症への対策等について(通達)」(令和2年2月18日付け警察庁丙給厚発第5号ほか)により、職員の感染が確認された場合の対応として、当該職員の勤務官署、出入りした警察施設、接触した物品等に対する所要の消毒措置を行うこととされているところであるが、感染の拡大防止のために有効とされる消毒措置の実施要領は下記のとおりであるので、各機関における対策の参考とされたい。

## 記

### 1 必要な装備資機材

サージカルマスク(不織布マスク)、使い捨てゴム手袋、消毒剤(次亜塩素酸ナトリウム等)、ペーパータオル、ゴミ袋等

### 2 作業従事者が着装すべき装備資機材

消毒作業を行う職員は、感染予防及び皮膚の保護のため、サージカルマスク及び使い捨てゴム手袋を着装すること。また、職員の感染が確認された場合等においては、防護服、防護マスク、ゴーグル、使い捨てゴム手袋等を着装するなど、保健所からの指導・助言に従うこと。

### 3 消毒作業の要領

#### (1) 消毒剤の準備

物の表面の消毒には次亜塩素酸ナトリウム(濃度0.1%のもの。市販の塩素系漂白剤等で可)が有効であるとされている(厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A(医療機関・検査機関の方向け)」問8)ことから、製品の原液濃度に応じ、適切な用量に希釈すること。

なお、次亜塩素酸ナトリウムを含む消毒剤の調達が間に合わない場合には、消毒用アルコール等を代用すること。

## (2) 対象物

机、椅子、電話、パソコンのキーボード、マウス等のほか、共用文房具、ドアノブ、照明スイッチ、コピー機の操作部、エレベーターのボタン、階段の手すり、水道の蛇口、トイレの流水レバー、便器の蓋等、不特定多数の者の手指が接触する頻度が高い物品や箇所を中心に、幅広く実施することが望ましい。

## (3) 消毒方法

ペーパータオル等に十分な量の消毒剤を含ませて対象物を拭き、自然乾燥させること。対象物が濡れている場合は、水分を拭き取ってから実施すること。ただし、金属部位に対して当該作業を行う場合は、腐食を防止するため、約10分間が経過してから水拭きを行うこと。

このほか、製品の容器等に記載されている使用上の注意を踏まえ、対象物を棄損することのないよう十分に留意しつつ、適切な方法により消毒作業を行うこと。

なお、消毒剤を噴霧すると空気中にウイルスが飛散するおそれがあり、却って感染の危険性が高まることから、スプレー式の消毒剤は使用しないこと。

## (4) 消毒後の措置

消毒作業に使用したペーパータオル、サージカルマスク、使い捨てゴム手袋等は、ごみ袋の口を結んで密封し、廃棄すること。この際、サージカルマスクの不織布部分、使い捨てゴム手袋の表面等、ウイルスが付着している可能性のある箇所には素手で触れないよう注意すること。

また、作業従事者は、作業終了後、石けんによる入念な手洗い及び消毒用アルコールによる手指消毒を徹底すること。